

## 理工学研究科及び理工学部ホームページの管理運用に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、秋田大学大学院理工学研究科広報・社会貢献委員会(以下「委員会」という。)が行う広報活動の一環として、インターネットを利用して広く情報を提供する理工学研究科及び理工学部ホームページ(以下「研究科・学部ホームページ」という。)の円滑な管理運用に関し必要な事項を定める。

(研究科・学部ホームページの構成)

第2 研究科・学部ホームページは、委員会が作成・管理する研究科・学部共通ホームページをトップページとし、各コース及び附属施設等(以下「各コース等」という。)が作成・管理するコース等ホームページをリンクすることができることとする。

2 各コース等ホームページは、そのトップページから、別に企画及び管理されるコース等内部のホームページをリンクする構成とすることができる。

(研究科・学部ホームページの管理)

第3 研究科・学部共通ホームページは、委員会が企画及び管理し、各コース等ホームページは、管理責任者(コース長等)を置き、管理責任者が企画及び管理する。

2 各コース等ホームページの管理責任者は、そのホームページの実務的な運用担当者を定めるものとする。また、管理責任者は、コース等内部のホームページにおいても教職員の運用担当者を定め、秋田大学ホームページの管理運用に関する要項(以下「大学要項」という。)に従い、当該コース等内部のホームページを指導監督する。

(掲載内容)

第4 研究科・学部ホームページの内容は、研究科・学部の教育研究活動等の最新情報を正確かつ適切に提供する。

2 研究科・学部ホームページの内容は、大学要項第4第2項の規定に抵触しないものとする。

3 研究科・学部共通及び各コース等ホームページには、それぞれ管理責任を負う組織名又は代表者名を明記する。

4 各コース等ホームページは、そのページから秋田大学ホームページのトップページ及び研究科・学部共通ホームページのトップページへ戻ることができるように作成することを原則とする。

5 各ホームページに関連して、利用者からの投稿を掲示する機能を設ける場合は、その掲載される内容は大学要項に反しないように管理しなければならない。

(各コース等ホームページへのリンク)

第5 各コース等ホームページが、研究科・学部共通ホームページからのリンク設定を望む場合は、委員会に申し出て、その許可を得なければならない。

2 委員会は、各コース等ホームページが、大学要項及び本要項に反すると判断したときは当該ホームページを管理する組織又は代表者に対し警告を発し、若しくはリンクの切断又は当該ホームページの公開停止の処置を講ずることができる。

(ホームページのサーバの設置)

第6 研究科・学部共通ホームページのサーバは、委員会が定める。

2 各コース等ホームページのサーバは、原則として当該コース等で準備する。

(イベント情報等の掲載)

第7 本研究科教職員は、研究科・学部共通ホームページの新着情報欄等へ記事の掲載を申し出ることができる。

2 前項の申し出及びその掲載承認の手続きは、委員会が別に定める。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、研究科・学部ホームページの運用に関し必要な事項は、委員会が定めるものとし、必要に応じて研究科長の指導助言を得る。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年6月10日から施行し、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から実施する。

2 この要項は、工学資源学研究科及び工学資源学部が存続する間、当該研究科及び学部ホームページに適用する。